平戸市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

　平戸市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年平戸市告示第52号）の全部を改正する。

　（趣旨）

第１条　この告示は、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって公共用水域の水質保全に資するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において平戸市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この告示において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

(2) 単独浄化槽　法第３条の２第２項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第２条の規定により浄化槽とみなされるものをいう。

(3) 専用住宅　主に居住の用に供する建築物（小規模店舗等を併設した建築物を含む。）をいう。ただし、販売又は賃貸を目的とするもの及び社宅等を除く。

(4) 専用住宅以外　前号に掲げるものを除く建築物をいう。

(5) 都市計画用途地域　都市計画税の適用区域指定の件（平成17年平戸市告示第122号）に定められた区域をいう。

(6) 離島地域　大島地区及び度島地区をいう。

(7) 新築　建築物の存しない更地に建築物を造ること（建築物の全部を除去した後に新たに建築物を造ることを含む。）をいう。

(8) 改築　既存の建築物の増築又は改修することをいう。

(9) 浄化槽の更新　浄化槽の老朽化又は故障等に伴い、既設の浄化槽を廃止して、新たに浄化槽を設置する工事をいう。ただし、災害等による故障を除く。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、処理対象人員50人以下の浄化槽を設置しようとする者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

　(1) 馬の元浄化センター処理区域内に浄化槽を設置する者

(2) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）第２条第２号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者

(3) 法第５条第１項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者

(4) 補助金の交付決定前に補助対象工事（補助対象経費の範囲に係る工事をいう。）に着手した者

(5) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの

(6) 共有名義の住宅等に浄化槽を設置する者で他の名義人の承諾が得られないもの

　(7) 浄化槽の設置に対し、国、県、市等から他の補助金、交付金又はこれらに類するものを受ける者

　(8) 設置後10年以内の浄化槽の更新、又は設置後10年以内の浄化槽が備わっている専用住宅等を取り壊し、同じ場所に新築し、浄化槽を設置する者。

　(9) 不特定多数が利用する公衆便所又は公園等に浄化槽を設置する者

　(10) 市税等の滞納がある者

　(11) その他市長が適当と認めない者

　（補助対象経費及び補助金額）

第４条　補助対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

　(1) 設置工事費　浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）

　(2) 宅内配管工事費　単独浄化槽からの転換に伴う浄化槽の設置工事に附帯して行う便所、台所、洗面所、風呂等からの排水に係る浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費

２　補助金額は、別表のとおりとする。ただし、前号に規定する補助対象経費が同表の金額を下回るときは、その費用の額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、平戸市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

　(1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書類一式の写し

　(2) 設置場所の位置図

　(3) 設置場所の現況写真

　(4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

　(5) 共有名義の住宅等に設置する者は、共有名義人の承諾書

　(6) 国が認定する浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理表（Ｃ票）

　(7) 見積書の写し

　(8) 市税等の滞納がないことを証する書類

　(9) 暴力団排除に係る誓約書（様式第２号）

　(10) その他市長が必要と認める書類

２　交付申請の受付期間は、４月１日から翌年１月31日までとする。

　（交付の決定及び通知）

第６条　市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

２　市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、平戸市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、交付しないと決定したときは、平戸市浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第４号）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

　（変更承認申請等）

第７条　前条第２項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、平戸市浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

　（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに平戸市浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第６号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

　(2) 施工写真

　(3) 領収書の写し

　（交付額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、平戸市浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（様式第７号）により、補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命令し、結果を報告させることができる。

　（補助金の交付等）

第10条　前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、平戸市浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、第６条の規定による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

　（交付決定の取消し）

第11条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

　(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

　(3) 前２号のほか、補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

３　市長は、第１項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第12条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

　（財産処分の制限）

第13条　財産処分の制限は、規則第20条の規定のとおりとする。

２　規則第20条に規定する別に定める期間は、補助事業年度の翌年度の４月１日から起算して10年間とする。

　（処理対象人員算定基準の適正な運用）

第14条　市長は、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）」２ただし書により、浄化槽の処理対象人員は専用住宅の延べ面積のみで決定するものではないことを、浄化槽を設置する者に対し十分に周知するとともに、設置する浄化槽の使用予定人員の把握に努めるものとする。

　（現場確認）

第15条　市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

　（その他）

第16条　この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。